

国際課税トピックス

本欄では、これまでに断続的ではあるが、数回にわたり電子商取引に関する事項を取り上げてきた。

電子商取引が利用される範囲は、益々拡大の一途をたどり、インターネットを利用した新しいビジネス形態の出現、株式売買等におけるネット取引の拡大等、ビジネスの方法としては、新規の分野が拡大している。

このような電子商取引の利用が急速に拡大する現状において、税務という視点から考えられることは、電子商取引を行うことにより、これまでの課税に関する方法等と、電子商取引が拡大したビジネス社会において、どの点が税務において変わらざるかを冷静に判断する必要がある。すなわち、電子商取引の拡大発展という現象が、現行の税務を変えるのであれば、それはどの部分であり、変えないのであれば、それはどの部分であるのかということである。

また、学問分野から見ても、電子商取引に関連するものは、コンピュータに関する技術的な分野、法律の分野では、著作権の問題、契約に関する問題、訴訟の問題等があり、通貨等に関する電子マネーの問題、経営・ビジネスに関する問題、貿易、証券等に関する問題、さらに、経済的な事項等、その関連する領域は、多岐にわたり、電子商取引というくくりで議論を行う場合、各方面との関連も多く、その領域の一角に、関税、内国税等の税務の問題が含まれることになる。

したがって、電子商取引に係る税務の検討は、

この多角的な関連領域のどの部分と関連を有するのかを認識する必要があり、また、これまで、比較的に税務になじみのない分野から、税務における対応を問う声が挙がることも想定できるのである。

1 電子商取引において変わらない税務の領域

電子商取引により、これまでの取引方法が変わり、新規のビジネスが出現しても、その取引が国内において行われ、その主体が、法人又は個人等である場合、現行の所得税・法人税の課税方法は、基本的に、これまで通りである。確かに、電子商取引は新しいビジネスの領域を拓

電子商取引の ～変わる領域と

大しているが、その主体である法人等が、納税者となり、その所得を申告して納税することに変わりはない。

したがって、電子商取引を行う主体が、日本の居住者（法人・個人）であり、その取引が国内において行われる限り、電子商取引の税務への影響は少ないといえる。

2 電子商取引において変わる領域

この変わる領域については、最近の事項としては、新聞によれば、国税庁は、2003年をめどに電子税務申告を導入する方針であることが報

Topics of International Taxation

道されている。

これは、税務行政の問題であるが、米国をはじめとする諸外国において、すでに電子税務申告が導入されていることから、わが国も、その導入は必至であることは理解できるが、電子税務申告により、納税者のメリットを考慮する必要がある。すなわち、納税者が、会社又は個人のコンピュータと国税庁のコンピュータを接続して、税務申告を行うという簡単な形態にはすぐには移行できないのではないかと思われるからである。例えば、所定の仕様のソフトを使用する等が、義務付けられること等が想定されることから、納税者側に税務申告にかかるコストが生じることになり、現在のように、税務署に

税務への影響 変わらない領域～

出向いて、あるいは、郵送により申告を行うことと、電子税務申告を行うこととの比較において、どのような納税者に利点が生じるのかを明らかにすることが必要であろう。

課税上の問題としては、電子商取引が、国境を越える、いわゆるクロス・ボーダー取引となる場合にいくつかの課題が生じ、現行税制の原則を適用するのか、新しい課税方法を採用するのかということになる。

すなわち、外国法人等の非居住者が、電子商取引により、わが国において事業等の活動を行う場合、恒久的施設 (permanent establish-

ment : PE) の有無、所得源泉地の判定、源泉徴収の課税の適否等、現行の規定にある課税原則を適用するのか、PE の範囲等について、新たな範囲を設定するのか、所得源泉地の判定ルールに電子商取引等にかかる事例を想定して規定を追加する等の措置を講じるかが問題になろう。

さらに、電子商取引による影響の別の側面として、政府の税収自体が減少するという予測がある。電子商取引を行う事業者にとって、電子商取引に関するインフラが整備されている場所であれば、最も、税負担の軽い国を選択する行動に出ることから、電子商取引が発展するにつれて、先進諸国の税収が減少する傾向が生じるというものである。しかし、この予測は、部分的には、正しいといえるが、電子商取引を行う事業者に出資をする企業が、資金力のある先進諸国の企業であると思われることから、タックスヘイブン対策税制によりカバーされる部分もあり、必ずしも、すべてがそうなるということにはならないようと思われる。

日本大学教授

矢内一好